

## 規制全般の見直しに向けた考え方（議論用ペーパー）

内閣府規制・制度改革担当事務局

### 1. 問題意識

- 以前から、規制改革を進めるための一つの方策として、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定；平成19～21年度）など、規制全般の見直しルールを策定しようとする試みはあったが、いまだそれによって規制改革が自律的に進むようなルールは確立されておらず、古くて新しい課題となっている。
- このようなことから、「規制・制度改革に関する分科会第一次報告書」（平成22年6月15日）の前文においても、当時の分科会長であった大塚耕平内閣府副大臣（規制改革担当）が、今後の課題の一つとして、改革のための基本原則の確立を挙げており、具体的には、サンセット原則、整合性（合理性）原則、ネットベネフィット原則及び国際標準原則の4つを掲げている。
- 一方、現在でも、法律・政令により規制の新設・廃止・内容変更を行うときは各府省が事前評価を行い、法律により規制の新設を行うときは総務省行政管理局・内閣法制局・財務省主計局三者の審査が行われている。
- 今後、規制の事前評価制度や規制の新設審査を所管する総務省など関連組織とも議論・連携しながら、規制全般の見直しルールを策定し、確立させることが肝要である。

### 2. 主要な論点

#### (1) ①規制の定義、②見直しの対象とする規制の範囲

- 規制についての既存の定義としては、「国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用」というものがある。（行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令、「規制改革推進のための第3次答申」（平成20年12月22日規制改革会議））
- 特に、「規制改革推進のための第3次答申」（平成20年12月22日規制改革会議）では、「規制の根拠となる法令のレベルを問わず、法律や政令に加え、省令や告示、通知・通達等をチェックの対象とする。」とされている。
- 一方、現在、法律・政令により規制の新設・廃止・内容変更を行うときは各府省が事前評価を行い、法律により規制の新設を行うときは総務省行政管理局・内閣法制局・財務省主計局三者の審査が行われている。
- さらに、規制と同様の意味合いで使われる用語に「許認可等」があるが、「規制に係る総括的報告について」（平成22年7月20日規制・制度改革担当事務局）では、報告の対象とした許認可等を「国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、届出等の用語を使用しているもの」としており、総務省が2年に一度行う「許認可等の統一的把握」でも把握の対象とする許認可等はほぼ同様である。

⇒ 「国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続等を除く。）」又は「国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、届出等の用語を使用しているもの（行政庁の一方的行為や地方公共団体等が条例等で行うもの等を除く。）」というような従来定義を基にした定義を用いるか、全く新しい定義を設けるか。

また、定義自体では根拠のレベルを定めない場合でも、見直しの対象については告示レベル以上の根拠に基づく規制などに限定するか、見直しの対象についても根拠のレベルにかかわらず全ての規制とするか。

## (2) ①見直しルールの対象、②サンセット原則を導入する場合の年限の設定

- 現在、法律・政令により規制の新設・廃止・内容変更を行うときは各府省が事前評価を行い、法律により規制の新設を行うときは総務省行政管理局・内閣法制局・財務省主計局三者の審査が行われている。
- 「規制改革推進のための第3次答申」（平成20年12月22日規制改革会議）では、「内閣府（規制改革担当大臣）において、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）の新設及び強化についてチェックを行う。」とされている。
- 一方、「規制・制度改革に関する分科会第一次報告書」（平成22年6月15日）の前文において、当時の大塚分科会長が、改革のための基本原則の一つとして、サンセット原則を掲げ、「一定年限が経過した規制・制度については、必ず継続や改革の要否等を検討するプロセスを経ること」としている。
- 「規制に係る総括的報告について」（平成22年7月20日規制・制度改革担当事務局）では、規制の制定又は最終改正から20年以上経過している許認可等を特に取り上げている。

⇒ これまで確立されていない、一定年限が経過した規制の見直しルールを策定することを主眼とするか、規制の新設時の評価・審査ルールまで改めることを目指すか。

また、一定年限については、規制の制定又は最終改正から20年経過したものについて継続や改革の要否等を検討することとするか、別の年限を設定するか。

## (3) 見直しの視点

- 「規制・制度改革に関する分科会第一次報告書」（平成22年6月15日）の前文において、当時の大塚分科会長が、改革のための基本原則として、サンセット原則、整合性（合理性）原則、ネットベネフィット原則及び国際標準原則の4つを掲げている。
- 「規制・制度改革に関する分科会（第3クール）の進め方」（平成23年11月8日規制・制度改革に関する分科会決定）では、「規制全般について、国際基準との整合性、規制と自己責任のバランス、規制の改廃手続の透明性向上・ルール化の視点を踏まえ、見直しに向けた考え方を検討する。」とされている。

○ 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定；平成19～21年度）では、見直しの視点として以下の9の視点が掲げられている。

- (i) 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- (ii) 免許制から許可制への移行、許可制から届出制への移行等より緩やかな規制への移行
- (iii) 検査の民間移行等規制方法の合理化
- (iv) 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- (v) 規制内容の明確化・簡素化や、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- (vi) 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- (vii) 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- (viii) 規制制定手続の透明化
- (ix) 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

⇒ **既存の視点を基に設定するか、全く新しい視点を設定するか。**

### 3. 当面のスケジュール（イメージ）

- 1～2月 規制全般の見直しに向けた考え方について、分科会において御議論いただき、見直しガイドライン（仮称）案を策定  
（第3クール7回目から10回目までの計4回）
- 3月～ 見直しガイドライン（仮称）案について各府省と調整